

携帯電話販売事業者等調査結果

資料 No. 10

区分	管内 店舗数 (A)	調査実施 店舗数 (B)	調査実施施設の調査結果						調査率 (B/E)	
			使用者の年齢確認の有無		規定事項説明の有無		理由書保存の有無			
			有	無	有	無	有	無		
平成 25 年度	専売系列店	911	169	168 (99.4%)	1 (0.6%)	169 (100.0%)	0 (0.0%)	165 (97.6%)	4 (2.4%)	18.6%
	系列混合店	364	92	92 (100.0%)	0 (0.0%)	92 (100.0%)	0 (0.0%)	90 (97.8%)	2 (2.2%)	25.3%
	計	1,275	261	260 (99.6%)	1 (0.4%)	261 (100.0%)	0 (0.0%)	255 (97.7%)	6 (2.3%)	20.5%

【愛知県青少年保護育成条例（抜粋）】

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

第18条の3 次に掲げる者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）を提供する契約（以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たつては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）

二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者

2 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項、第2項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【愛知県青少年保護育成条例施行規則（抜粋）】

（条例第18条の3第2項の規則で定める事項）

第7条の4 条例第18条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取する機会が生ずること。

二 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

三 当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービス及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容。

四 保護者が青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第18条の3第3項に規定する書面を提出しなければならないこと。

（条例第18条の3第3項の規定により提出された書面等の保存）

第7条の5 条例第18条の3第4項の規定による保存の期間は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第18条の3第4項の規定による保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（条例第18条の3第6項の規定による公表の方法）

第7条の6 条例第18条の3第6項の規定による公表は、愛知県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。